

社会福祉法人 阪急福社会
役員及び評議委員に関する規程

平成 29 年 4 月 1 日

役員等及び評議員に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人阪急福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事を言う。

(理事会及び評議委員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席した時は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

尚、同日にあわせて法人業務を行った場合であっても、第21条の報酬及び実費弁償はこれを支払わないものとする。

2 評議委員が評議委員会に出席した時は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

尚、同日にあわせて法人業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償はこれを支払わないものとする。

3 交通費は支給しないものとする。

(役員及び評議委員の報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別紙2により報酬及び実施弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会及び評議委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別紙2により報酬及び実施弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別紙2により報酬及び実施弁償費を支払うことができる。

4 監事が法人及び評議委員会に出席したときは、別紙2により報酬及び実施弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費等)

第5条 役員及び評議委員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員及び評議員は、この規定を適用しない。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (源泉所得税を除く)

名 称	報酬 (所得税控除後)	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000 円	0 円
評議員会出席報酬等	5,000 円	0 円

別表 2 (源泉所得税を除く)

名 称	報酬 (所得税控除後)	実費弁償費
理事長実務報酬等	5,000 円	0 円
理事実務報酬等	5,000 円	0 円
監事監査実務報酬等	5,000 円	0 円

別表 3

名 称	宿泊費	報 酬 (1 日)	その他
旅 費	実	5,000 円	実 費

宿泊費は領収書により 20,000 まで実費弁償する。